

# 農村の現状と振興施策の展開方向



平成20年5月

農林水産省 農村振興局 農村政策課

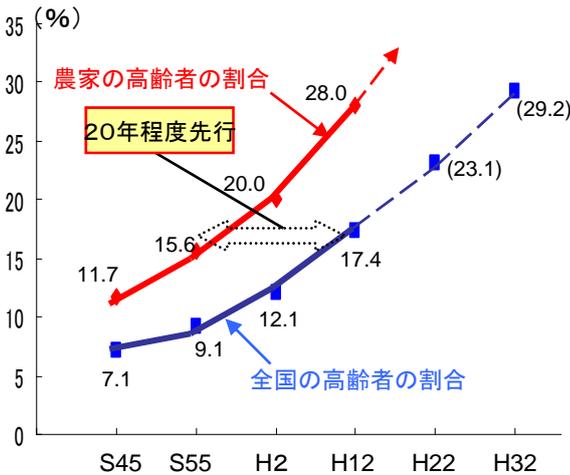
# 目次

I. 農村を取り巻く現状	
1. 人口の動向	2
2. 農業集落の動向	3
3. 農村への国民の関心の高まり	5
II. 農村振興の展開方向	
1. 食料・農業・農村基本法	6
2. 食料・農業・農村基本計画における農村の振興	7
3. 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進 に関する法律の概要	8
4. 農村振興施策推進の基本方向	9
5. 農山漁村活性化のための支援策	12
III. 主な施策と取組事例	
1. 人材への直接支援	13
(1) 地域リーダーの育成、外部からのアドバイザーの派遣	
(2) プランづくり・実践への直接支援	
2. 農山漁村集体落の再生	14
(1) 新たな地域協働の形成	14
①祭り、伝統・文化等の保全・復活	
②高齢者も利用可能な特産品の配送システムの構築	
(2) 農地・水・環境保全向上対策	15
(参考)イングランド、フランスの環境支払とLEADER事業	
(2) 中山間地域等条件不利地域への支援	17
①中山間地域等直接支払制度による支援	
②小規模・高齢化集落への支援	
3. 地域経済の活性化	20
(1) 都市と農山漁村の交流の促進	20
①農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	
②子ども農山漁村交流プロジェクト	
(2) 農商工連携	23
(3) 農村工業導入による農村地域の活性化	24

1. 人口の動向

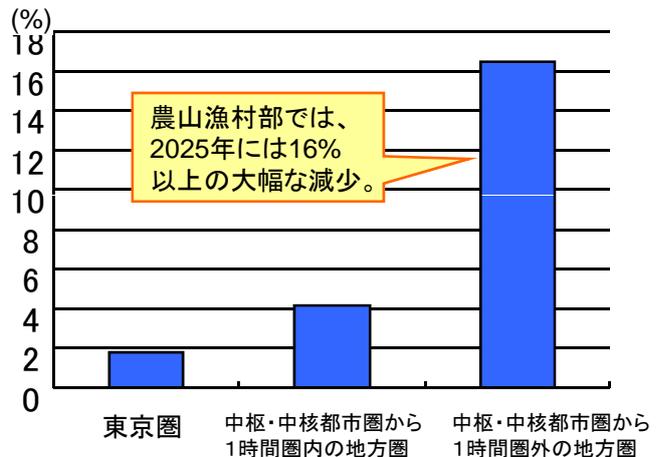
- 農家の高齢者の割合は、日本全国と比べて20年程度先をいく水準であり、このまま推移すれば農業就業者が大幅に減少する見込み。
- 近年新規就農者は増加しているが、離職就農者がほとんどを占め、その過半は60歳以上。

○農家・全国の高齢者の割合の推移



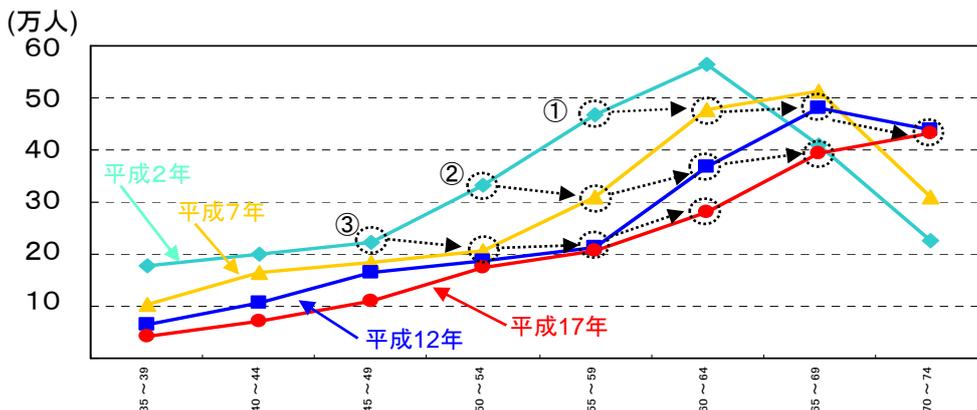
資料：農林水産省「世界農林業センサス」、総務省統計局公表（19年12月）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（中位推計）」（18年12月）

○今後25年間の人口減少率



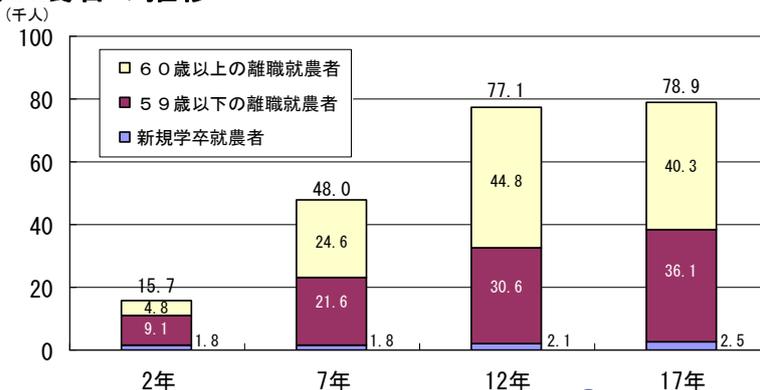
資料：国土審議会調査改革部会報告「国土の総合的点検」（2004年5月）に基づき農林水産省農村振興局が作成。

○年齢別基幹的農業従事者数



資料：農林水産省「農業センサス」「世界農林業センサス」

○新規就農者の推移



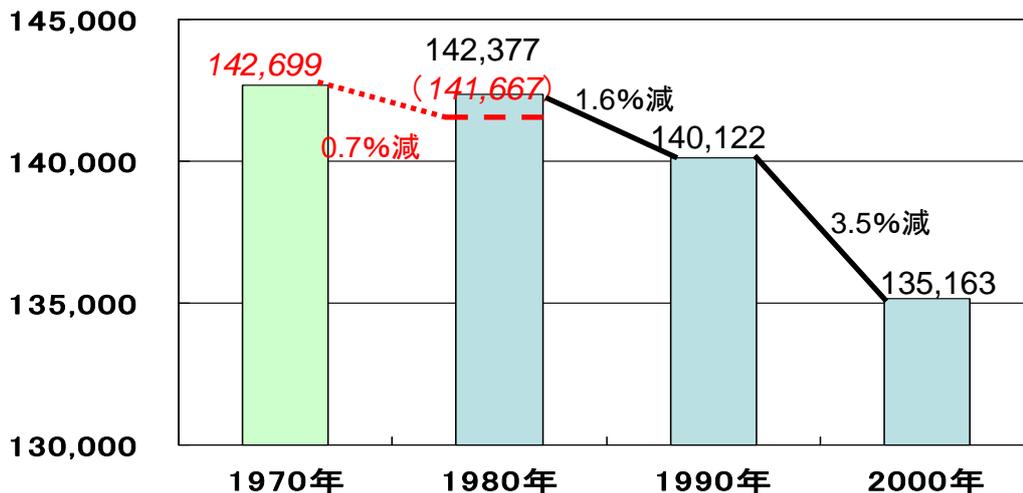
資料：農林水産省「世界農林業センサス」「農業センサス」「農林業センサス」

## 2. 農業集落の動向

### 農業集落数の推移

- 2000年の農業集落数は約13万5千であり、農業集落としての機能を失った集落が、この10年間に約5千存在。
- 農業集落としての機能を失った集落は、①総世帯に占める農家の割合が減少したことにより、農業集落としての機能を失った集落（農家点在地）、②集落は存続するが農家が存在しない集落（都市化など）、③無人化集落、のいずれかに分類。
- 10年間で農業集落としての機能を失った約5千集落の半数は、中山間地域の集落であり、当該地域においては高齢化・過疎化に伴って集落機能を失った集落が多く含まれるものと推測。
- 残りの半数については、都市的地域の集落であり、都市化にともなって農業集落としての機能を失ったものが多いと推測。

### ○農業集落数の推移



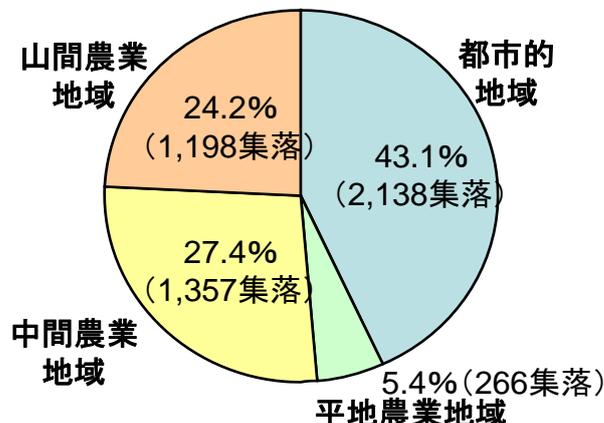
この10年間で約5千集落が農業集落機能を喪失

注：1970年、1980年の斜体は沖縄を除く

（農林水産省「世界農林業センサス」における農業集落調査を基に作成）

（内訳）

### ○この10年間で機能を喪失した集落の内訳



- 都市的地域：可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上等の宅地率の高い地域
- 平地農業地域：耕地率20%以上かつ林野率50%未満等の耕地率の高い地域
- 山間農業地域：林野率80%以上かつ耕地率10%未満の林野率の高い地域
- 中間農業地域：上記地域以外の地域

### ◎農業集落とは

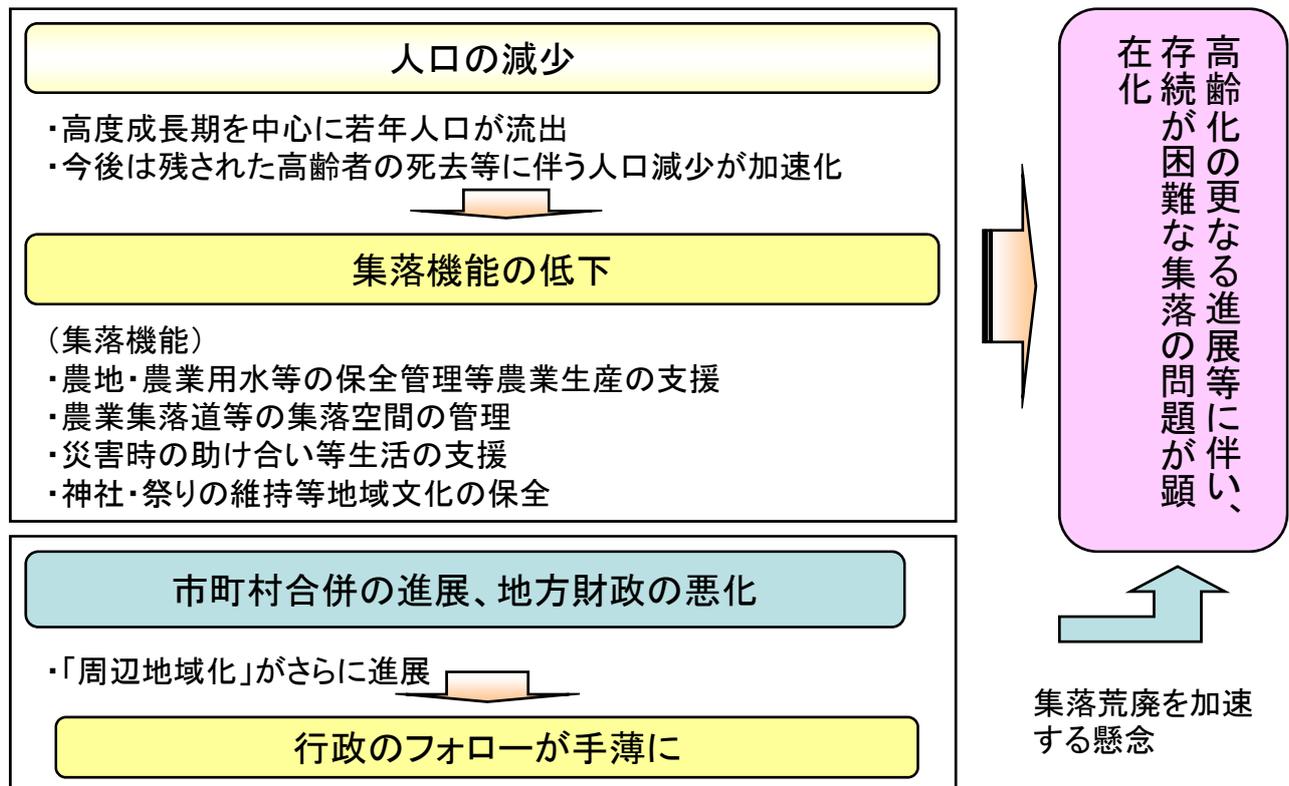
市区町村の一部の地域において、農業上形成されている地域社会のこと。  
農業集落は、もともと自然発生的に存在する地域社会で、家と家が地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位。

なお、上記調査では、市街化や過疎化により農業集落としての機能がなくなったものは農業集落から除外。

## 「限界集落」とは

- 行政上は明確な定義は確立していない。
- 当省では「過疎化・高齢化等により集落機能が低下し、冠婚葬祭など地域社会としての活動維持が困難な集落」などの表現を用いている。
- なお、大野晃長野大学教授の定義では「65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落」としている。

## 【集落問題の現状】



平成17年度農林水産省委託調査(平成18年3月公表)によれば、今後消滅する可能性がある集落が1,400程度と報告。

(注)「農林業センサス農業集落調査」のデータを用い、集落の総戸数、1990年から2000年にかけての戸数の減少割合等から推計(北海道、沖縄を除く)。

(参考)国土交通省における調査では、今後消滅する可能性のある集落が、2,640程度存在(高齢化率50%以上の集落は7,880程度存在)

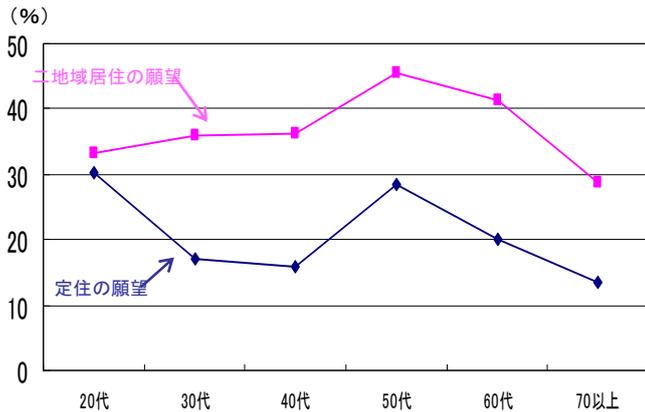
注1)平成18年度「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」(平成19年8月公表)による。

注2)平成18年4月時点の過疎地域市町村における62,273集落を対象。なお、ここでいう集落は一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された住民生活の基本的な地域単位であり、農業センサスの農業集落とは異なる。

### 3. 農村への国民の関心の高まり

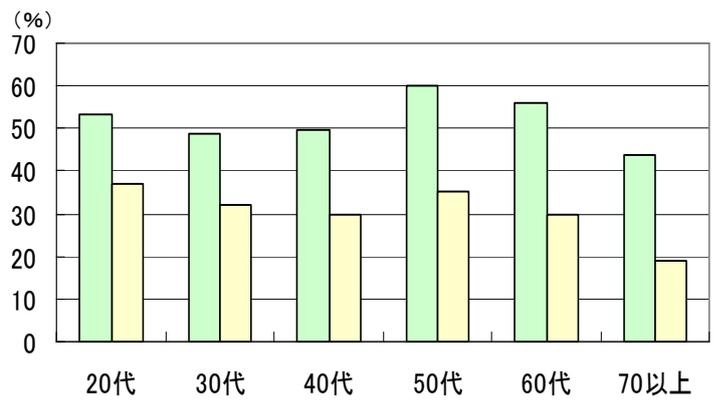
○ 都市住民の農山漁村への関心の高まりといった社会情勢の変化や、特に2007年からの団塊の世代の定年退職が始まっているという事情を踏まえ、いかにして農村地域が都市住民を呼び込む取り組みを進めていくかが課題（新規就農者は、離職者を中心として増加傾向）。

#### ○農山漁村への定住・二地域居住に対する願望



資料：内閣府「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」（平成17年11月調査）

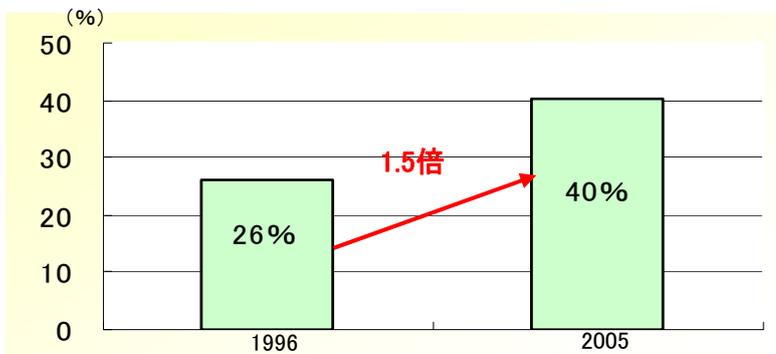
#### ○都市と農山漁村の共生・対流に対する関心



□ 共生・対流に関心がある □ 共生・対流を実践してみたい

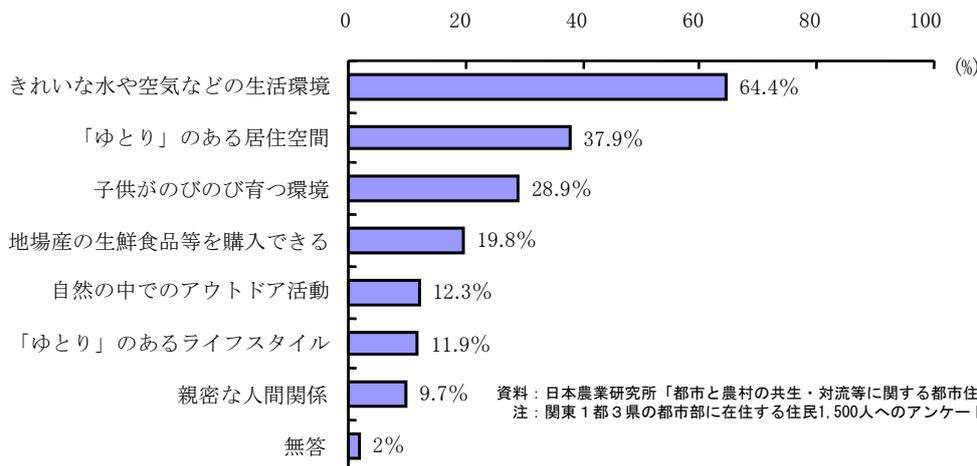
資料：内閣府「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」（平成17年11月調査）

#### ○ふるさと暮らし希望者の推移



資料：総理府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」（H8.9）  
都市生活者に対するふるさと回帰・循環運動に関するアンケート調査（H17.1）の同趣旨を比較

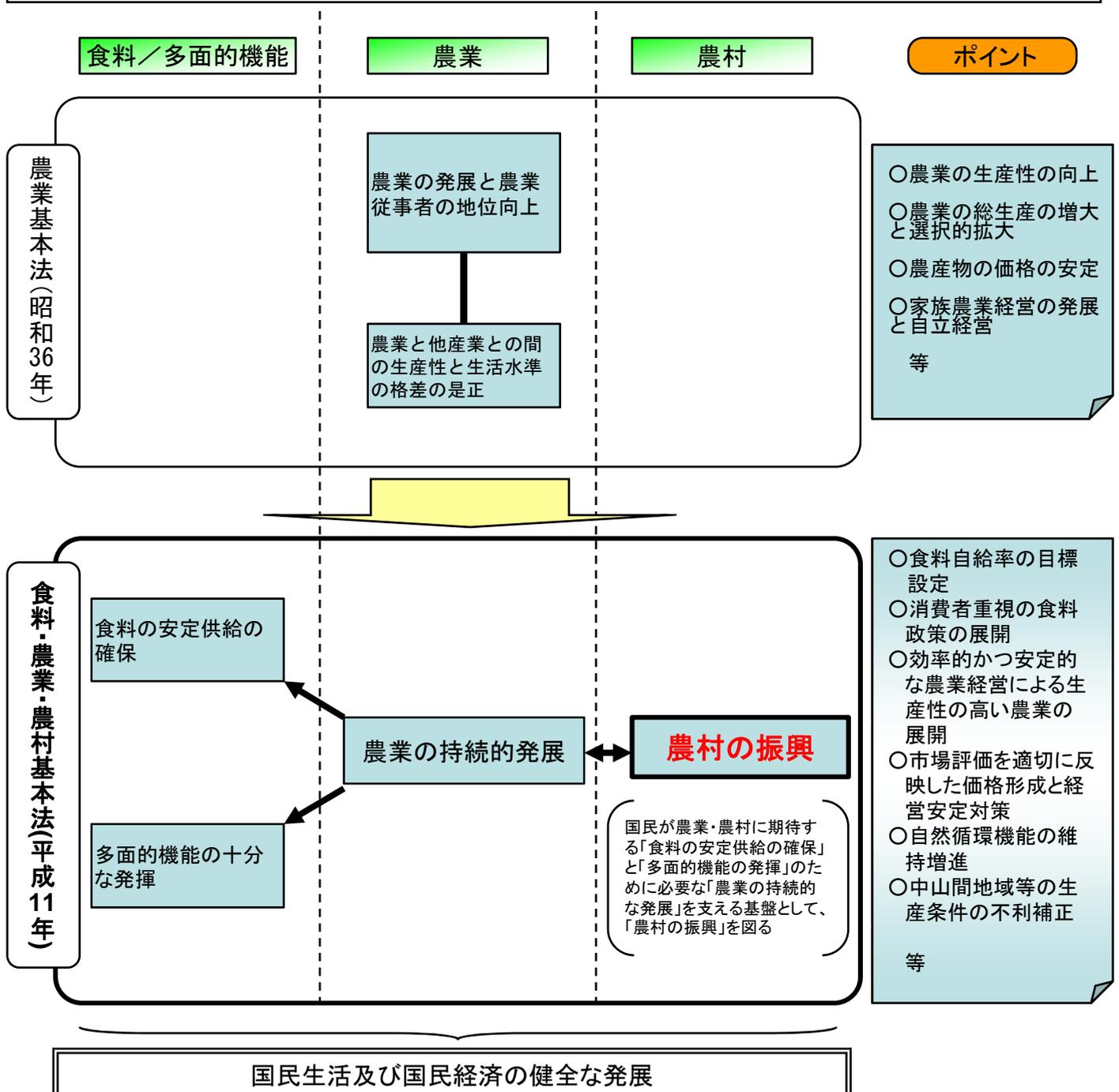
#### ○都市住民が感じる農村の魅力



資料：日本農業研究所「都市と農村の共生・対流等に関する都市住民及び農業者意向調査」（H14年）  
注：関東1都3県の都市部に在住する住民1,500人へのアンケート調査結果

1. 食料・農業・農村基本法

- 平成11年7月、農業基本法(昭和36年制定)に代え、21世紀における食料・農業・農村に関する施策の基本的指針として食料・農業・農村基本法(新基本法)が制定。
- 新基本法は、『食料の安定供給の確保』、『農業の有する多面的な機能の発揮』、『農業の持続的な発展』と、その基盤としての『農村の振興』を理念として掲げ、国民全体の視点から、食料・農業・農村が果たすべき役割と目指すべき政策方向を示す。



## 2. 食料・農業・農村基本計画における農村の振興

- 平成17年3月、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化などを踏まえ、新基本法に基づき、平成12年3月に策定された基本計画を見直し、今後重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにする新たな基本計画を策定。

### 基本的な方針

- ◇ 農村の立地条件は、中山間地域から都市近郊まで多様であり、直面する問題も様々であることから、農村の振興に当たっては、これまでのように都市との格差を是正するという画一的な考え方から、地域の個性・多様性を重視する形に転換。
- ◇ 各種取組について、地域住民だけでなく、価値観を共有する都市住民、NPO(非営利団体)の参画を得ていく。

### 施策の内容

#### 〔 農業生産の場 〕

##### 農地の有効利用の促進

- ・担い手への農地の利用集積の促進
- ・耕作放棄地の発生防止・解消のための措置の強化
- ・農地の効率的利用のための新規参入の促進
- ・優良農地の確保のための計画的な土地利用の推進

##### 農業生産の基盤の整備

- ・農業の構造改革の加速化に資する基盤整備の推進
- ・農業水利施設等の適切な更新・保管理
- ・農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備の実施
- ・効率的・効果的な事業の実施

#### 〔 生活の場 〕

##### 地域資源の保管理政策の構築

- ・農地・農業用水等の資源の保管理施策の構築
- ・良好な農村景観の形成

##### 農村経済の活性化

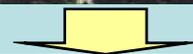
- ・地域の特色を活かした多様な取組の推進
- ・経済の活性化を支える基盤の整備
- ・中山間地域等の振興

##### 都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進

- ・都市と農村の交流の促進
- ・都市及びその周辺の地域における農業の振興
- ・多様な主体の参画等による集落機能の維持・再生

##### 快適で安全な農村の暮らしの実現

- ・生活環境の整備
- ・医療・福祉等のサービスの充実
- ・安全な生活の確保



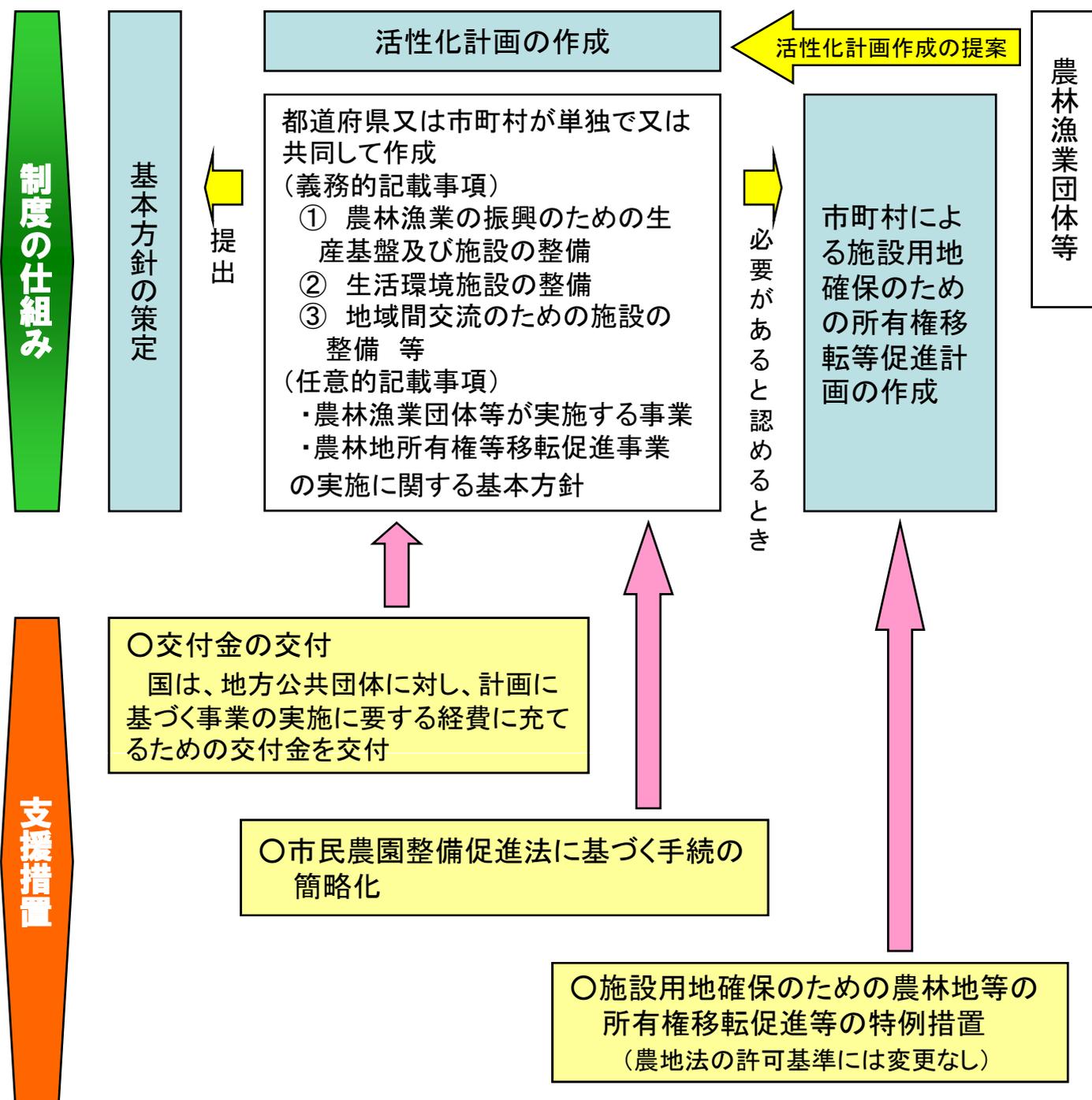
### 3. 「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年8月施行)」の概要

#### 【法律の目的】

人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図ることを目的。

#### 【国】

#### 【都道府県又は市町村】



## 4. 農村振興政策推進の基本方向

「農村振興政策推進の基本方向」研究会中間取りまとめ（平成19年12月）

- 過疎化・高齢化の進展とともに、市町村合併、地域間格差、農業を含む経済のグローバル化、農村への国民関心の高まり、さらには地球温暖化などの新たな環境対策など、農村振興の課題はより多様化、複雑化。
- 以上を踏まえ、今後の農村振興政策の理念、方向などの基本的な考え方を検討。

### (1) 農村振興政策の柱となる考え方(理念)

#### ①政策の進め方

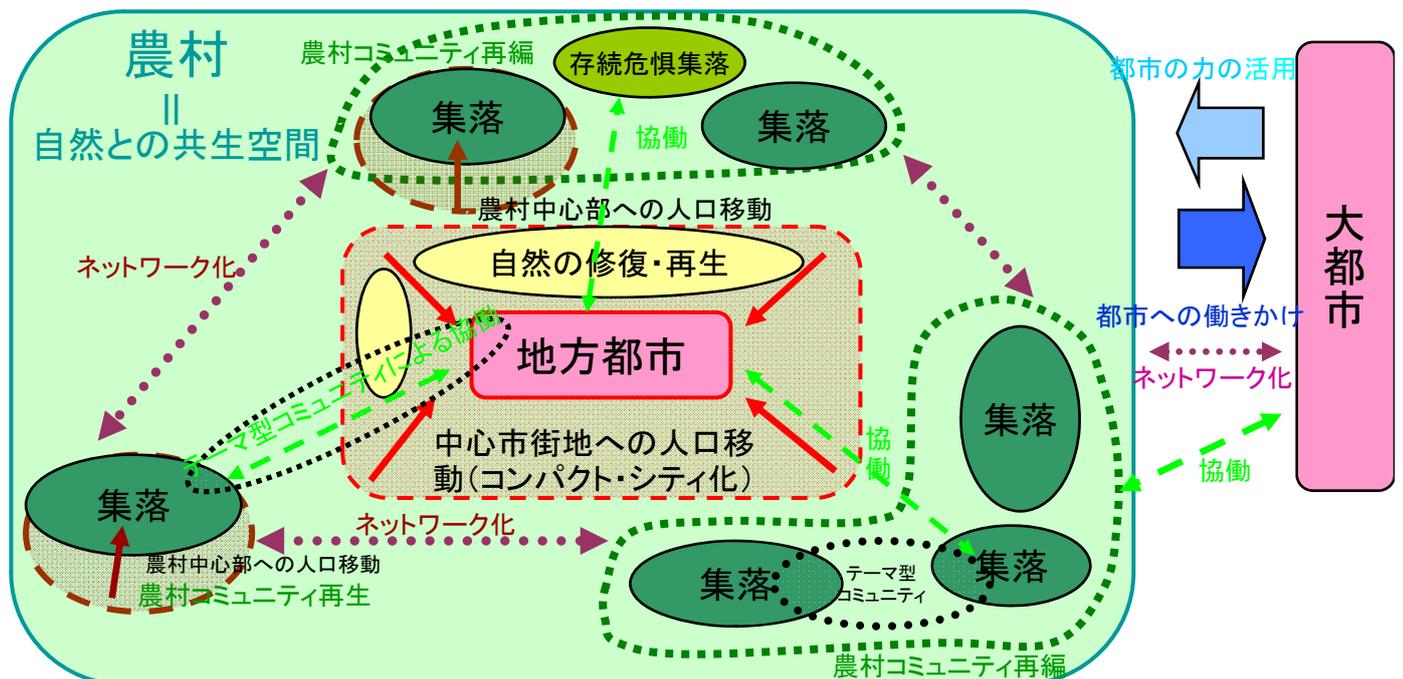
- 今後5～10年程度を政策期間として想定。
- 農村振興政策は、農業との関わりを基本としつつ、教育、医療、交通等の分野については関係府省と連携して政策を展開。
- 必要な地域間格差の是正は追求する一方で、農村にある資源を有効に活用した地域の個性・多様性を重視。
- 農村振興政策は、担い手以外の全ての農家さらには非農家も含め、地域の農業を振興するために各主体が果たすべき役割を支援するという視点で理解されるべき。

#### ②目指すべき農村像

- 共生・対流を一步進めた都市との協働により、積極的かつ対等な双方向の交流。
- 農業の振興とともに、都市サービスと自然に恵まれたゆとりある生活の両立を可能とする空間とライフ・スタイルを実現。
- そのために、非農家、周辺集落、都市住民等とも連携した新たなコミュニティ形成により、暮らしの利便性・快適性とともに地域資源の保全や新たな価値の創造が適切に図られる農村。

### 集落間連携・都市との協働による自然との共生空間の構築

#### 農村コミュニティ再編・再生、都市との協働、ネットワーク化



## (2) 農村像実現を支援するための主な手段

### ① ソーシャル・キャピタルの再生とヒューマン・キャピタル(人材)の育成

- 定住・二地域居住を実践する都市住民が、地域に溶け込み、主体的に活動できる雰囲気づくりや受け入れ態勢が必要。
- 生活向上のための優先順位など住民自らの意志決定過程において、女性・若年層などあらゆる住民の参画・協働が必要。

- 排他的な側面がある農村の社会的組織としての特徴を見直し、あらゆる住民の参加・協働を可能とする**農村のソーシャル・キャピタル**の再生を図る取組に向けた仕組みやきっかけづくりの促進。
- 地域経営のリーダーシップを執る人材や**進行管理・調整機能**の育成、住民全体の地域づくりへの参加意識・能力の向上。
- **ワーキング・ホリデー制度**による外国人青年の農村受け入れについても後押しを検討。

### ② 地域資源の保全と有効活用

- 農村振興の手段として計画的・戦略的な地域資源の保全・活用が必要。

- **地域の発意**による活動をサポートする新たな政策手段の検討。
- 農村景観を、農業・生活といった人間の活動により形成された**総合的な空間像**として捉え支援。
- 既存の地域ぐるみでの資源保全の取組を、都市農村交流やコミュニティ・ビジネス等の活動への**ステップ・アップ**を支援。

### ③ 都市の力の活用

- 団塊世代の退職時期以降も、定住・二地域居住・都市農村交流の流れを定着させることが課題。
- 消費者・都市生活者の視点を農村が熟知することも、交流を進めるうえで重要。

- 都市・農村間の**ネットワーク化**を通じて、恒常的な交流・情報交換を支援。
- 特に、エネルギー・水資源の供給や二酸化炭素の吸収など、都市が農村から享受している多くのメリットについて**都市住民の認識**を高める取組を支援。

### ④ 農村環境の保全

- 農地・水を、生産要素としてだけでなく、農村においてそれらが関わる暮らしや生業の要素と捉えて活用することが課題。

- 「**農村の人と暮らし・生業**」「**環境ビジネス**」などの新しい視点から、都市では得られない、見られないものの価値の創造・再評価、これまでに損なわれた農村環境の修復・再生などの政策展開。
- 地球環境保全の視点から、**カントリー・ビジネス**のような地産地消や地域内資源循環、環境に優しい農業農村の活動を農村振興の手法として活用。

## ⑤特色ある活性化戦略

- 農村へのサービス産業の導入が遅れたことが都市との所得格差拡大を招いており、農業の六次産業化やグリーン・ツーリズムなど農村のサービス産業化を図ることが課題。
- 地域・個人の創意と自己責任に基づく自由な**農業ビジネスの展開**を側面支援。
- 限定農産物の**ブランド化**、**農商工連携**、一企業が複数の業種を経営する「**複業**」などに向けたモデルや仕組みづくり。
- 言葉(方言)、祭礼、生活習慣などの地域の個性(**アイデンティティ**)の維持・再生。

## ⑥効率的・効果的な資本投資

- 農業経営の多様化や農村の過疎化・高齢化の中で、膨大な社会資本ストックを形成している農業水利施設の維持・保全・更新整備が課題。
- 情報通信基盤をはじめ、都市に較べ遅れている農村の基本的な生活環境・交流基盤の整備が必要。
- 関係省庁と連携して、地域の主体性に基づく迅速かつ効率的・一体的な整備を可能とする手法を推進。

## (3) 新たな展開

### ①将来的な存続が危惧される集落への対応

- 将来的な存続が危惧される集落の増加が予測され、農村の活性化のみならず地域資源保全の観点からも喫緊の課題。
- ➡ 集落が有する資源の価値及び集落の維持に係る**コストの定量化**
- ➡ 住民合意に基づき周辺集落との「**相互扶助によるむらづくり**」の展開
- ➡ 集落再編を選択せざるを得ない場合も、農地等の地域資源の取り扱いについて検討が必要

### ②企業の社会的責任(CSR)

- 企業が環境や社会の改善のために自発的に取り組むCSR活動の一環として農村との協働の可能性を探ることが重要。
- ➡ 企業側へのインセンティブとして、農村側からの**CSR活動の場の提供**や、農村におけるCSR活動が**企業評価の上昇**につながるような仕掛けを支援

### ③農村のグローバル化

- バイオマス・エネルギーや原油に見られるように、あらゆる分野で進むグローバル化は農村にも大きな影響。
- ➡ 堅調な成長を遂げ、我が国とも文化的な共通項の多い**東アジア諸国**を対象としたグリーン・ツーリズムや農産物輸出には大きな可能性
- ➡ 長期的には、資本や労働力、文化などの分野まで含めた影響も今後考慮する必要

## 5. 農山漁村活性化のための支援策

- 農山漁村の活性化を図るためには、現場の実態に即した、きめ細やかな対策が必要であることから、平成19年10月に、農林水産省幹部が「みずほの国・防人応援隊」として全国21か所の現地に出向き、現場の生の声を直接聴取。
- 現場の意見を踏まえ、「人材育成に対する直接支援」を中心に、「農山漁村集落の再生」と「地域経済の活性化」を柱とする支援策をとりまとめ。

### 農山漁村の活性化対策

#### I 人材への直接支援

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 1. 地域力の発掘を担う人材の育成  | 2. 地域力の活用      |
| (1) 地域リーダーの育成      | (1) プランづくりへの支援 |
| (2) 外部からのアドバイザーの派遣 | (2) 実践への直接支援   |

#### II 農山漁村集落の再生

1. 新たな地域協働の形成
  - (1) 祭り、伝統・文化等の保全・復活
  - (2) 高齢者も利用可能な特産品配送システムと紹介システムの構築
  - (3) 農地・水・環境保全向上対策
2. 中山間地域等条件不利地域への支援
  - (1) 中山間地域等直接支払制度による支援
  - (2) 小規模・高齢化集落への支援
  - (3) 総合的な鳥獣害対策の推進
  - (4) 離島漁業の振興

活力ある  
ふるさとの  
再生

#### III 地域経済の活性化

1. 都市と農山漁村の交流の促進
  - (1) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
  - (2) 子ども農山漁村交流プロジェクトの推進
  - (3) 棚田のオーナー制や体験農園等への支援
  - (4) 直売所等による産地消の推進
2. 各省等との連携の推進
  - (1) 農林水産業と商業・工業等との連携（農商工連携）の促進
  - (2) 地域における歴史的風致の維持及び向上
  - (3) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進
  - (4) 国産バイオ燃料等による地域活性化

1. 人材への直接支援

(1) 地域リーダーの育成、外部からのアドバイザーの派遣

- 地域力を活かし、活性化させる地域リーダーの育成を支援。
- 地域の内部にいると気づきにくい、地域力を指摘し、これを地域の活性化に活かす助言を行うアドバイザーを派遣。

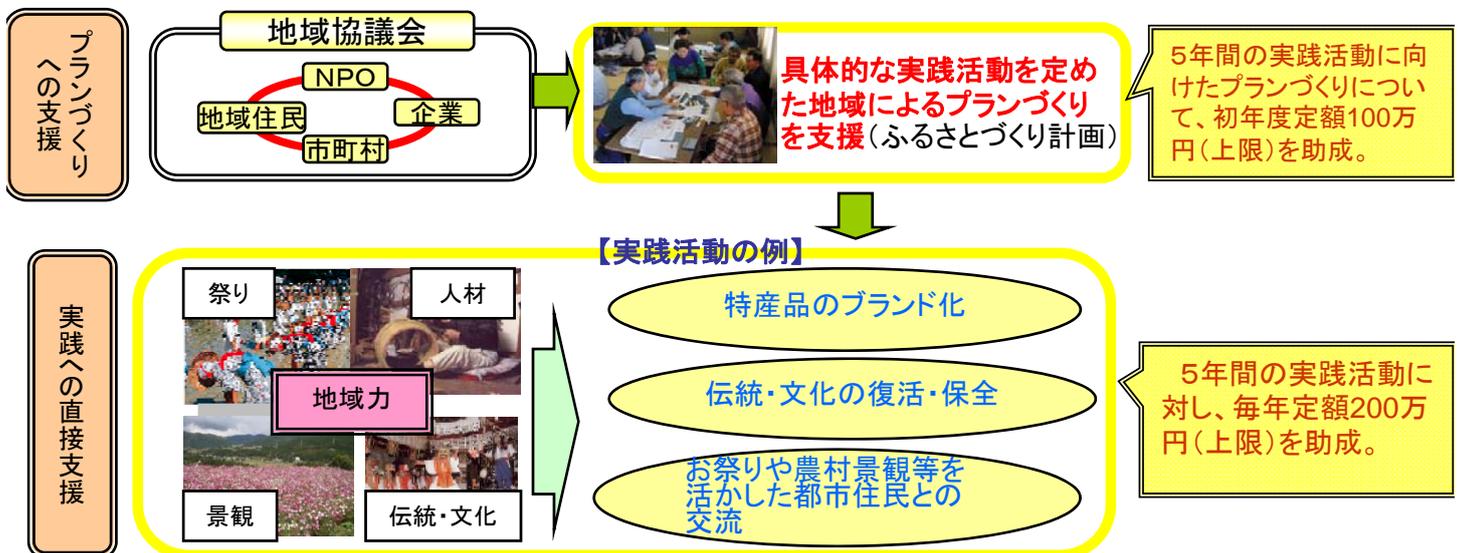


(2) プランづくり・実践への直接支援

- 地域力を活かした活性化のための計画策定を支援。
- 地域住民が自ら、又はNPO、都市住民等の協力を得ながら取り込む活動を支援。

農山漁村地域力発掘支援モデル事業の例

・農山漁村地域力発掘支援モデル事業	1,110 (0) 百万円
・農村コミュニティ再生・活性化支援事業	143 (215) 百万円他



## 2. 農山漁村集落の再生

### (1) 新たな地域協働の形成

#### ①祭り、伝統・文化等の保全・復活

○ 地域の皆さんが協力し、祭り、伝統文化、自然、景観などを保全したり、活用するモデル的な取組を直接支援。

伝統的な「祭り」の保全・復活等

かぐらなどの「伝統・文化」の保全・復活等

魅力ある地域固有の風景づくり等



新たな地域協働の形成

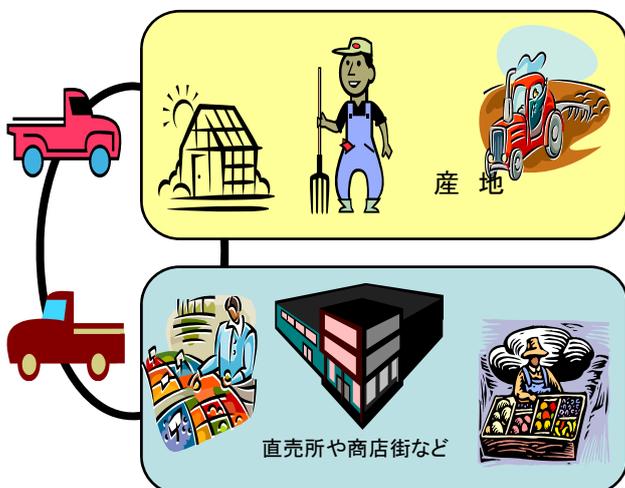
#### 【計画作成費・活動費を支援】

計画づくりについて、初年度定額100万円(上限)、5年間の実践活動に対し、毎年定額200万円(上限)を助成。

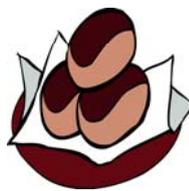
・農山漁村地域力発掘支援モデル事業 1,110(0)百万円

#### ②高齢者も利用可能な特産品の配送システム等の構築

○ 出荷が困難な高齢の農林漁家の方も利用可能な流通モデルづくりを支援。



特産品



インターネットで全国へ紹介

地域の流通モデルづくりを支援します。

直売所などへの高齢者の出荷を進めるシステムづくりを支援します。

インターネットにより各地域の特産品を紹介します。

・広域連携共生・対流等対策交付金 973(800)百万円 他

## (2) 農地・水・環境保全向上対策

### 現状と課題

○農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図ることが必要。

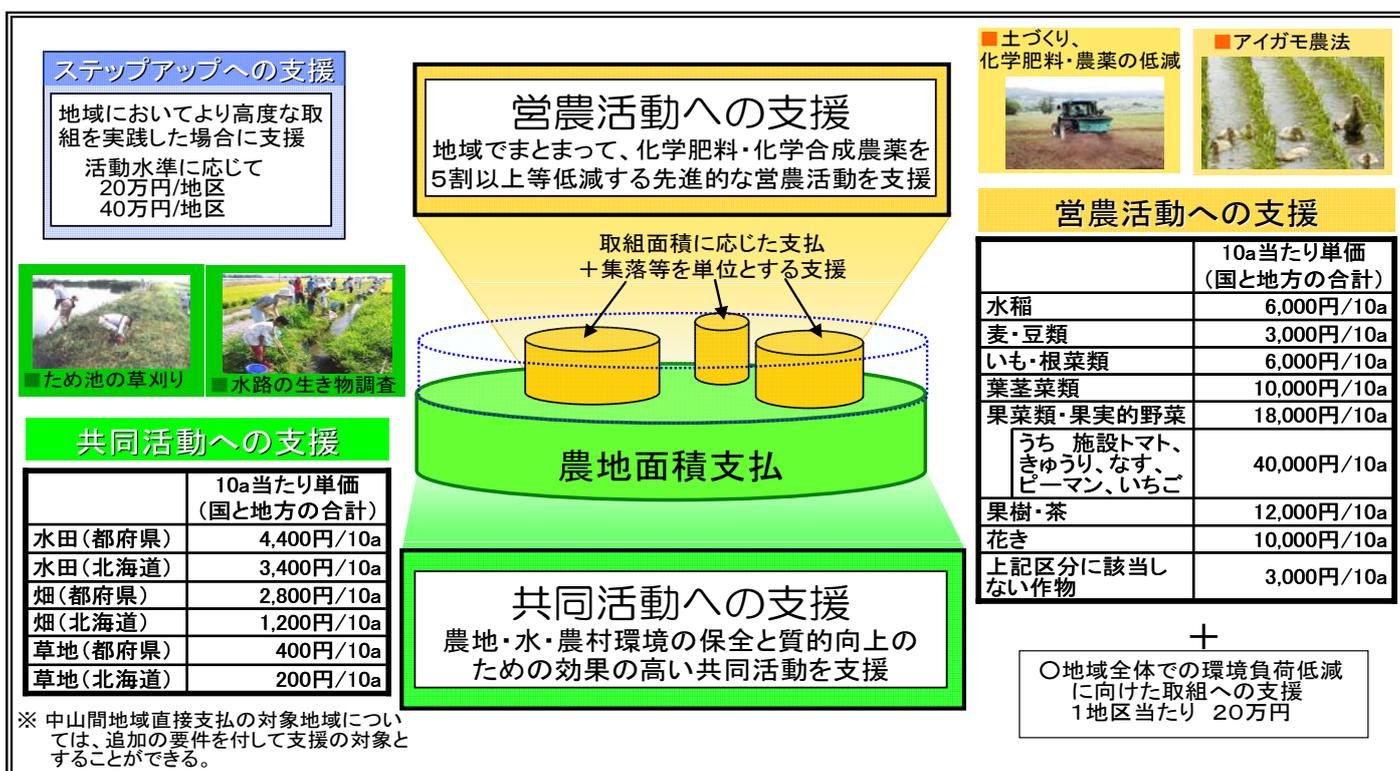
・農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要。

○過疎化・高齢化・混住化等の進行により集落機能が低下。

・農地・農業用水等の資源については、集落機能の低下により、適切な保安全管理が困難となってきた現状や、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要。

### 施策のポイントと効果

○農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、平成19年度から農業生産にとって最も基礎的な資源である農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみで効果の高い共同活動と、先進的な営農活動を実施する地域等を支援。



## 農業の持続的発展

### 実施状況

<平成19年度>

◎地域協議会数：131（全国全ての協議会が設立済み）

（道府県単位38、県内ブロック単位32、市町村単位61）

◎活動組織数：17, 144

◎取組面積：1, 163千ha

## (事例) 農地・水・環境保全向上対策

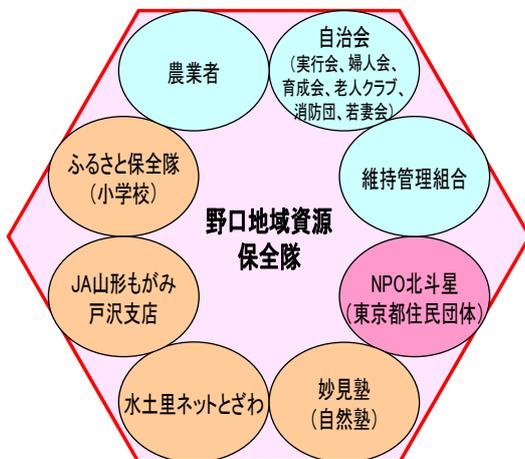
都市住民も参画した地域協働の取り組み：山形県最上郡戸沢村 野口地区

### 1 地区の概要

野口地区は戸沢村の北部に位置した中山間地域で、集落戸数45戸、住民総数215名の集落を単位とした地区。地区面積96ha。

### 2 組織づくり

平成16年から“集落の将来を話し合う会”を開催し、行政、水土里ネット、JA等の関係機関によるワークショップを開催。集落内の団体に加え、地元小学校の“ふるさと保全隊”、さらには、「村の豊かな自然・環境を守るために協力したい」との思いから、東京都北区の有志が“NPO法人北斗星”を設立し活動組織に参画。



[野口地域資源保全隊のメンバー]

### 3 活動内容

#### ○農地・水・向上活動

維持管理組合が農業用施設の機能診断を行い年度活動計画を策定し、この計画をもとに、農家、自治会等が一体となって水路法面の補修、目地詰め、ため池の補修などの活動を実施。

#### ○農村環境向上活動

水辺空間に棲むゲンジボタルやハッチョウトンボ等の昆虫の保全等のため、農家・自治会・村内活動団体(妙見塾)・NPO北斗星による休耕田を活用したビオトープの設置、ふるさと保全隊(小学校)の自然観察会の開催、排水路沿いへの景観植物の植栽などを実施。



[NPOも参加したビオトープ設置作業]



[景観植物の植栽作業]

### 4 活動のポイント

「地域のお宝マップづくり」と称したワークショップを開催し、集落についての認識を高め、地域の守るべき資源、将来構想について集落全体でしっかり話し合うことにより、活動への参加意識が向上。

## (2) 中山間地域等条件不利地域への支援

### ①中山間地域等直接支払制度による支援

- 過疎化・高齢化が進む中で、農業生産の維持を図りながら、耕作放棄地の発生防止や多面的機能を確保するため、平成12年度より実施。
- 平成17年度から、将来に向けて農業生産活動を継続する前向きな取り組みを促す仕組みに改善。

#### 制度の概要

○平地地域に比べ農産物の生産コストがかかる傾斜等の農用地に交付金を交付。

○対象行為及び交付単価

- ①集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年間以上継続して行う農業生産活動等
- ②機械・農作業の共同化や担い手への農地集積などの活動

【交付単価（10aあたり）】

○基礎単価：対象行為①に取り組む場合

○体制整備単価：対象行為①に加えて②に取り組む場合

【加算措置（10aあたり）】

○より積極的な取り組みに対し加算

地目	区分	基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800円	21,000円
	緩傾斜	6,400円	8,000円
畑	急傾斜	9,200円	11,500円
	緩傾斜	2,800円	3,500円
草地	急傾斜	8,400円	10,500円
	緩傾斜	2,400円	3,000円
	草地率の高い草地	1,200円	1,500円
採草放牧地	急傾斜	800円	1,000円
	緩傾斜	240円	300円

\* 急傾斜：水田1/20以上、畑15度以上

\* 緩傾斜：水田1/100以上、畑8度以上

加算項目	地目	単価
規模拡大	田	1,500円
	畑・草地	500円
土地利用調整	田・畑	500円
耕作放棄地復旧	田	1,500円
	畑・草地	500円
法人設立	田	1,000円
(特定農業法人)	畑・草地・採草放牧地	750円
法人設立	田	600円
(農業生産法人)	畑・草地・採草放牧地	500円

#### 施策のポイントと効果

○取組のレベルに応じた段階的な単価の設定。

・10～15年後も農業を続けていくために頑張っている集落ほど交付金が受け取れる仕組みに改善

○期待される効果(集落の活動)。

- ①耕作放棄地の復旧 ②小学生農業体験など都市・農村交流
- ③若い農業者が高齢農家などを引き受け ④農業機械を共同で利用 など

#### 実施状況

<平成18年度>

◎市町村数：1,040市町村（全国の約6割）

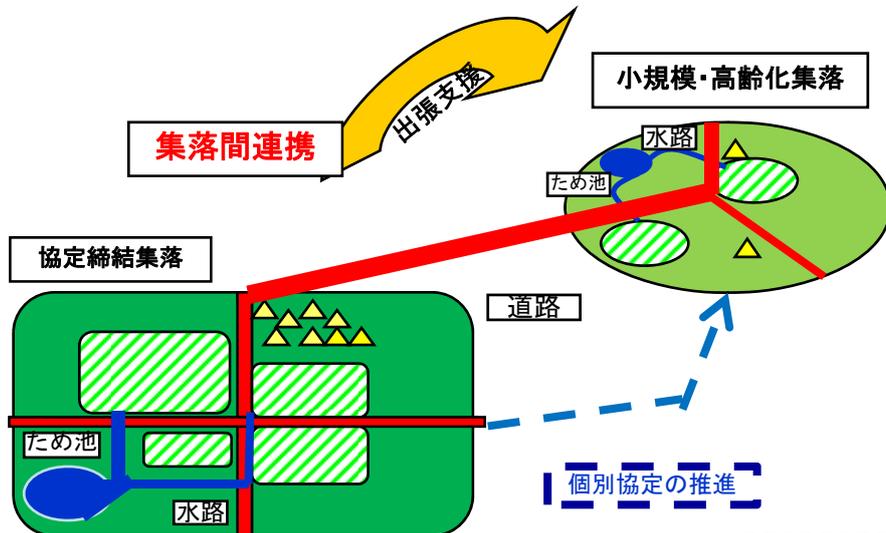
◎協定数：28,515協定（1市町村あたり約27協定）

◎交付面積：66万3千ha（中山間地域の耕地面積の約33%）

## ②小規模・高齢化集落への支援

○ 中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落が、小規模で高齢化の進んだ集落の水路、農道などの保全や管理を行う活動を支援。

【水路や農道を保全・管理する活動費を支援します】



水路、道路の補修



農道の草刈り

	交付単価 (国と地方の合計)
田	10,000円/10a
畑	6,000円/10a

・小規模・高齢化集落支援モデル事業 236(0)百万円

## (事例) 中山間地域等直接支払い制度の取組 例1

農業機械の共同利用など集落単位での農業生産活動 : 宮城県白石市

【集落協定の概要】

集落協定名	宮城県白石市白川 犬卒塔婆(いぬそとば)
協定面積	34ha(田34ha)
交付金額	586万円(H17年度)
協定参加者	農業者56名



用水路改良工事



集落営農方針の策定状況

【協定の概要】

全農家が兼業農家で、農作業機械を個々に所有し個別営農を行っていたが、機械の更新や収益低迷が課題であったため集落単位で農業生産活動を行うことを目標に協定を締結。

【将来像】

個別完結型農業から脱却し、集落単位で農業生産活動の体制整備を図り、特定農業法人化を目指す。

【5年間の取組目標】

コンバイン、乾燥機、籾すり機を各1台共同購入  
共同購入機械により、耕起、代かき、田植え、収穫、乾燥・調整を協定農用地で実施(15ha)

## (事例) 中山間地域等直接支払い制度の取組 例2

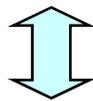
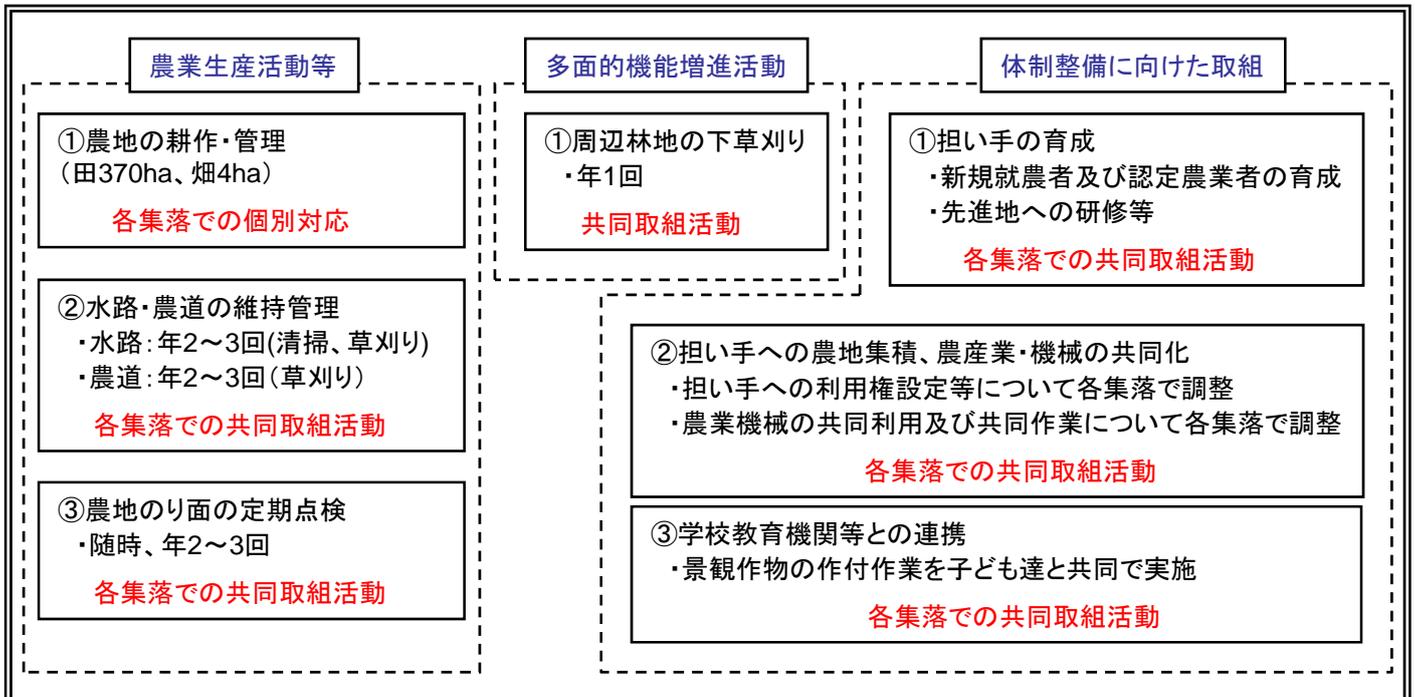
過疎化・高齢化の進展に対応した集落間連携による取り組み : 富山県魚津市

○ 過疎化・高齢化の進展により、個々の集落だけでは問題解決が困難になったため、23集落で構成する「魚津市中山間地域連絡協議会」を設立し、耕作放棄地解消のための草刈り隊や鳥獣害防止対策のための一斉活動を連携を図って実施。

### 【集落協定の概要】

集落協定名	魚津市中山間地域連絡協議会(鹿熊、鉢、小菅沼、池谷、北山、坪野、稗畠、室田、金山谷、島尻、大菅沼、前東城、奥東城、平沢、東蔵、黒谷・山女、下椿、升方、大海寺野、大海寺新、大沢・黒沢、日尾、御影)
協定面積	371ha(田99.7%、樹園地0.3%)
交付金額	5,620万円
協定参加者	農業者682人、生産組織9組織、管理組合3組織

### 【活動内容】



### 魚津市中山間地域連絡協議会(23協定集落で構成)

- 協議会を通じて各集落や非農家と連携し、各種活動を実施
- ・草刈り隊を結成し、耕作放棄地を解消
  - ・猿害対策道具を共同で購入し、同時威嚇攻撃を実施
  - ・中山間地域フォーラム等の開催(年1~2回)



耕作放棄地の復旧作業



中山間フォーラム会場

### 3. 地域経済の活性化

#### (1) 都市と農山漁村の交流の促進

##### ① 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

- 農山漁村地域において、定住、二地域居住、都市・農村交流等を通じ、居住者・滞在者を増やすことにより地域の活性化を総合的かつ機動的に支援。

#### 特 徴

- 農・林・水の縦割りなく施設を一気に整備。
- 窓口のワンストップ化(大臣官房に体制整備)。
- 対象施設間の経費の弾力的運用、年度間の融通可能。
- 地域が提案するメニューも支援。
- 都道府県又は市町村への助成(民間団体等へは間接助成)。
- 法律上の事業とすることにより、施設用地の確保、市民農園の開設等の手続きが簡素化。

#### 交付金を活用したプロジェクト例

##### IJUターン推進プロジェクト

情報基盤等の生活環境の整備や、農林水産業への就業機会の確保により、農山漁村へのIJUターンを推進。



##### ふるさと青年協力隊プロジェクト

都市住民が農業技術等を修得する研修施設や地元との交流の場を提供し、農山漁村に活力を付与。



##### 農林漁業振興・定住促進プロジェクト

農業生産基盤の整備や生活環境の整備により、農山漁村の良好な定住環境を確保。



##### 二地域間居住推進プロジェクト

滞在型市民農園の整備や集落道等生活環境整備を行い、二地域間居住を推進。



##### ニュービジネス創出プロジェクト

地域提案メニューを活用し、地域の独自の発想で新たなビジネスの創出を支援。



##### 地場産品活用雇用創出プロジェクト

ブランド農産物栽培のための基盤整備や加工施設等の整備を行い、地場産品を活用した雇用を創出。



##### 豊かな自然活用プロジェクト

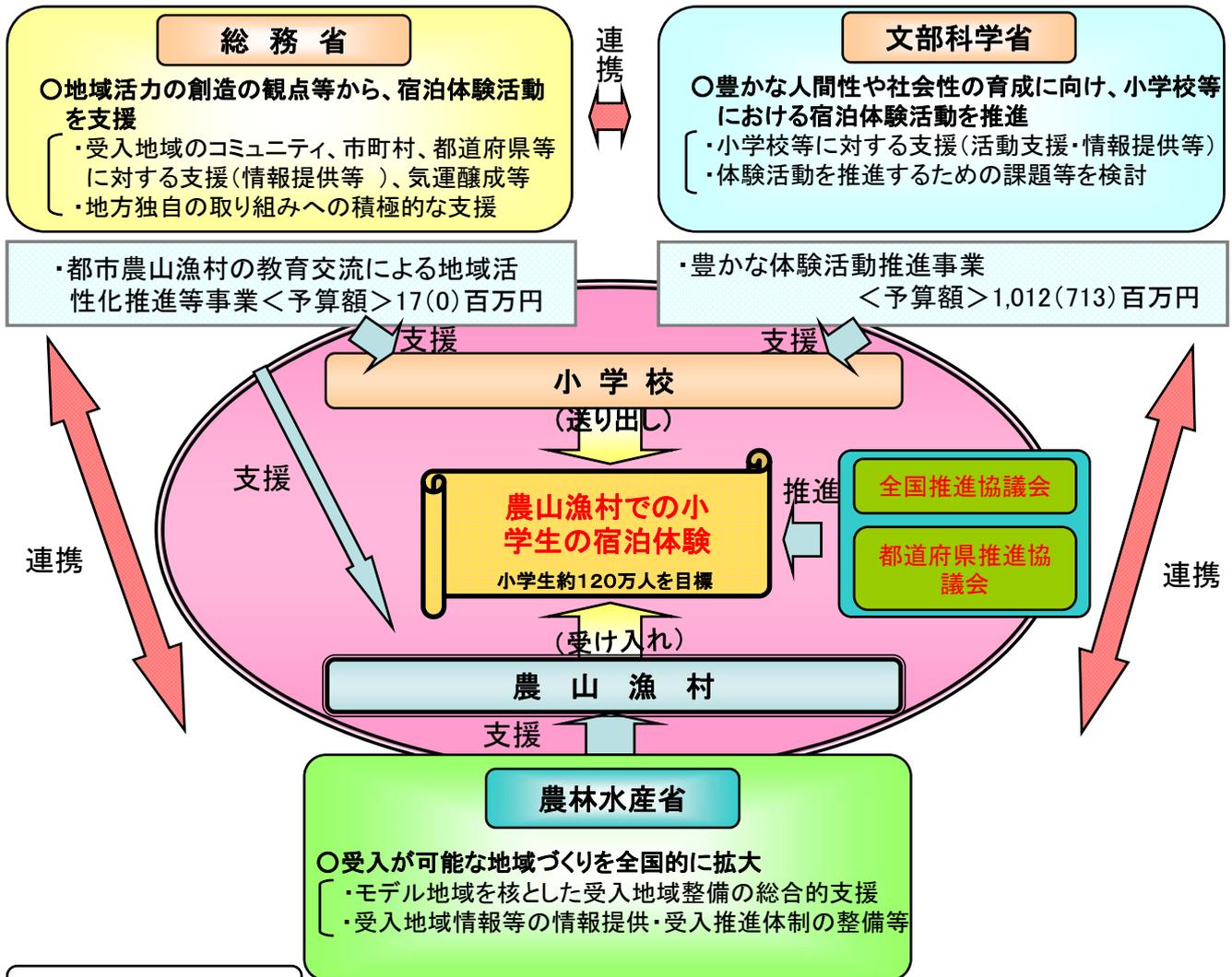
農地・山林・海岸を巡る散策道や地元食材供給施設など農山漁村の豊かな自然をまるごと活用し、交流人口の増大を推進。



・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 30,546(34,088)百万円

## ②子ども農山漁村交流プロジェクト

○ 総務省・文部科学省等と連携して、小学校一学年規模の宿泊体験の受入れができるようなモデル地域づくりを行い、農林漁家民宿等を経営する農家の農外収入の増加等を図る。(将来は年間120万人の受入れを目標)



### 農林水産省の支援例

○地域での話し合い等に対する支援



(受入計画の作成等)

広域連携共生・対流等対策交付金

○受け入れに向けた地域コーディネーターやインストラクター等の育成への支援



(研修等の実施)

広域連携共生・対流等対策交付金

○受入拠点施設の整備に対する支援  
○子ども達の宿泊体験施設の整備等に対する支援



(空き家・廃校の活用など)

農山漁村活性化プロジェクト  
支援交付金

・ 広域連携共生・対流等対策交付金 973 (800) 百万円  
・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 30,546 (34,088) 百万円

## (2) 農商工連携

○ 地域経済活性化のため、地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の産業間での連携(「農商工連携」)を強化し、相乗効果を発揮していくこととなるよう、農林水産省と経済産業省は、密接かつ有機的に連携をとり、以下の具体的取組を推進。

### I 地域経済活性化のための「農商工連携」促進等の取組

施策の相互活用の推進、施策の集中的実施等により、地域産品等に関する販売促進・新商品開発、地域産業におけるイノベーションの推進等を効果的に支援

- ・ 地域産品等に関する販売促進・新商品開発
- ・ 地域産業におけるイノベーションの推進
- ・ 地域における知的財産の「創造・保護・活用」の更なる促進
- ・ 農業関連施策と中小企業関連施策の連携推進
- ・ 地域産品の輸出促進

### II 「まるごと食べようニッポンブランド!」「ニッポン・サイコー!キャンペーン」の共同実施

国産農林水産品の消費拡大を図るため、両省それぞれが所管する業界団体等に対し、働きかけ等を実施し、国民的な運動への展開を促進(昨年11月下旬より既に取組を開始)

- ・ 現場訪問の実施
- ・ 店頭販売の実施
- ・ 小売関係業界団体、生産者団体等との懇談会の実施
- ・ 製造業・サービス業への働きかけ、優良事例のPR

### III 「農商工連携」のためのPR等

両省が相互のネットワーク等を通じ、連携して「農商工連携」のためのPRを実施し、農業・工業・商業の事業者等への普及啓発を実施

#### ・「立ち上がる農山漁村」の推進

平成20年3月6日

「立ち上がる農山漁村」選定事例と都市の商店街との意見交換会を開催

#### ・「農商工連携88選」の作成

平成20年2月

農商工連携88選の公募  
平成20年4月選定・公表

#### ・「美しい森林づくり推進国民運動」の展開

大臣と語る美しい希望と安心の国づくりの開催

#### ・海外でのトップセールス

等

### IV 法的枠組みの整備

- ・ 農林漁業者と中小企業者が連携して行う新商品等の開発・販売促進等の取組を支援すること等を内容とする、農商工等連携関係2法案を第169回国会に提出
- ・ 農林漁業に由来するバイオマスをバイオ燃料の原材料として活用する取組を支援すること等を内容とする、農林漁業バイオ燃料法案を第169回国会に提出

## (事例) 農工商等の連携

### ①地場産小麦から高品質な麺を開発

【北海道江別市】

#### ○農業者－製粉業者

- ・小麦生産農家が栽培の難しい「ハルユタカ」の「初冬まき」手法を導入。
- ・製粉業者が連携し、「ハルユタカ」を活用し、高品質な麺を開発。
- ・地域ブランド「江別小麦めん」として、年間約300万食を売り上げ、地域活性化に貢献。



### ②減農薬栽培農産物を活用した観光集客

【福岡県岡垣町】

#### ○農業者－旅館業者

- ・地元農家が減農薬栽培を実施、旅館業者へ生産した農産物を提供。
- ・旅館業者が、新サービスとして減農薬栽培農産物を活用したジャムなどの加工品販売、自然食レストランでの新メニュー、ウェディング事業を開始。
- ・年間20万人の観光客が訪れる。



### ③健康に良い高機能タマネギを地域限定生産

【北海道栗山市】

#### ○農業者－バイオベンチャー－販売会社

- ・地元の大学発ベンチャーが、健康に良い新品種のタマネギを開発。
- ・地元農業者が町役場、農協、商工会議者等の協力を得て新品種タマネギの生産を開始。
- ・地域の販売会社が地域ブランドとしての商品開発や販路開拓。首都圏で販売を展開。



### ④トレーサビリティシステムの活用による安全安心食材のブランド化

【長野県南箕輪村】

#### ○農業者－食品加工会社

- ・県内の数十の農業者がネットワークを構築し、有機米や減農薬野菜を生産。食品加工販売会社のトレーサビリティシステムを活用。
- ・食品加工会社がハチミツバター等の加工食品を生産。加工食品や有機米、減農薬野菜を自然健康食品ブランドとして商品展開や販路開拓。
- ・ブランドとしての顧客リストは、10万人を超え、コアファンの育成を図る。



有機質栽培・減農薬栽培の人参

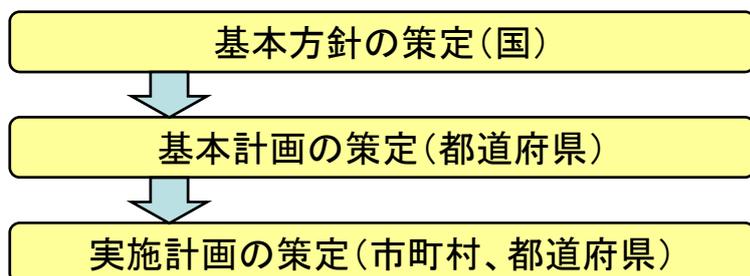
### (3) 農村工業導入による農村地域の活性化

○ 農村地域における工業の導入については、農村地域工業等導入促進法(S46)があり、農村地域への工業等導入の計画的促進、農業従事者の希望及び能力に従った導入工業等への就業促進、農業構造改善の推進により、農業と工業等との均衡ある発展、雇用構造の高度化に資することを目的としている。

農工法により、これまでに約8,800社の立地が決定し、約58万人の雇用が創出されている。(H18年度末時点)

なお、優良農地を確保しつつ計画的な土地利用を推進するため、実施計画の策定段階で農業上の土地利用との調整を図っている。

#### 農工制度の仕組み



実施計画には、以下の事項を記載。

工業等導入地区の区域、業種・規模、農業従事者の就業目標、農業構造の改善目標、工業用地と農用地等との利用調整、施設整備、農業生産基盤整備、就業円滑化等

#### 工業等の導入

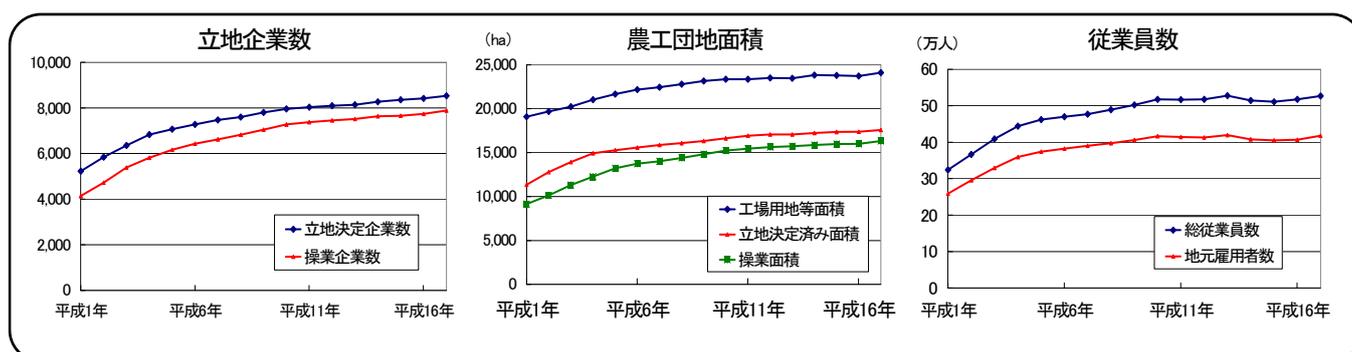
##### (対象地域)

農振、山村、過疎地域を有する市町村(原則人口10万人以上の市等を除く)

##### (導入対象業種)

工業、流通4業種(道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業)

#### 農工法による工業等導入実績



## 過疎法に規定されている農林水産省関係の施策

### 1. 行政上の特別措置

#### (1) 基幹道路の整備(法第14条)

道路交通体系の整備は、重要な過疎対策の一つであるが、過疎地域市町村は、財政力が弱く、また、技術的能力も十分でない場合が多い。このため、過疎法では、基幹的な農道、林道及び漁港関連道について、都道府県が市町村に代わって事業を行うことができることとされている。

◎都道府県代行制度の適用件数(過去5年間)>

	H14	H15	H16	H17	H18
農道	155	132	105	79	59
林道	217	203	193	157	131
漁港関連道	1	1	0	0	0

#### (2) 農地法等による処分についての配慮(法第24条)

過疎対策事業を実施する場合、産業振興の観点から農地の転用又は権利移転等を必要とする場合がある。このため、市町村計画に定める用途に供するための農地等の処分については、都道府県及び農林水産大臣等と調整を図り、農地の権利の設定、移転、転用等が円滑に行われるよう配慮することとしている。

#### (3) 国有林野の活用(法第25条)

農林業の振興や住民福祉の向上のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律等の関係法令に基づき処理しているが、過疎地域についても、市町村計画の実施が促進されるよう、市町村及び住民に対する国有林野の売払い、貸付け・使用等について適切な配慮を行うこととしている。

### 2. 金融上の特別措置

#### (1) 農林漁業金融公庫等からの資金の貸付(法第26条)

過疎地域の農林漁業の振興を図るため、同地域内において農林漁業者又はこれらの者の組織する法人が農林漁業の経営改善等の事業を実施する場合に、農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫において経営改善資金の貸付を行うこととしている。

\* 平成18年度実績: 4件、約5億円